

議員説明会 会議録

1 開催日時

令和7年7月3日（木曜日） 午前10時 ～ 午前10時30分

2 件名

令和7年度岩手県への要望内容について

3 議事録

（岩間総合政策部長）

説明に先立ちまして本日の資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は3種類で、資料No.1は「令和7年度 岩手県への要望について」A4縦1枚、資料No.2は「令和7年度 岩手県への要望項目一覧」A3横ホチキス止め7ページ、資料No.3は「岩手県への要望書」全79ページでございます。資料の不足はございませんでしょうか。

それでは、令和7年度の岩手県への要望について、概要を説明させていただきます。

資料No.1をご覧ください。県南広域振興局管内における県への要望につきましては、毎年、次年度の県予算等への反映を目的に、各市町が県へ要望しているものであり、本市におきましては、これまでと同様に、花巻市長及び花巻市議会議長の連名での、要望書提出となります。

要望会は、一昨年度から、県知事が出席して実施されており、市長及び議長が知事に直接要望書をお渡しした上で、意見交換を行う形式となっております。本年度は、7月10日（木曜日）午前10時45分から午前11時45分までの1時間、県南広域振興局奥州地区合同庁舎で実施されます。

出席者は、市から市長、両副市長、教育長、要望項目の担当部長が出席し、市議会からは藤原議長と議会事務局長にご出席いただくこととしております。

また、花巻地域選出の佐々木県議、木村県議、名須川県議にも、本市の要望内容についてご理解をいただくため、ご出席いただく予定としております。

当日は、重点項目3項目について、市長が要望内容の説明を行い、県から要望に対する回答の説明を受けた後、県知事や県南広域振興局長及び担当部課長等を交えての意見交換を行うこととしております。なお、要望会の時間の都合上、意見交換する要望項目は5項目までとするよう岩手県から示されており、今年度は特に重要と考える3つの項目に絞り込んで説明するものです。

資料No.2をご覧ください。本市の今年度の要望事項ではありますが、大項目として39件、小項目として66件を予定しております。

大項目は、昨年度の37項目から2項目の増となっており、「羽田発着枠政策コンテストの国への継続実施の要望と当該コンテストへの応募について」を同コンテストの時期開催が令和10年度であることから取り下げた一方で、新規項目として、周産期医療に関する共同提案1件のほか、花巻第二工業団地に関するものと矢沢地区義務教育学校に関するものの併せて3件を追加しております。

小項目 6 6 件の要望区分の内訳は、新規要望が 6 件、継続要望が 6 0 件で、小項目の要望件数を昨年度と比較しますと、5 件増となっております。

なお、資料No.3 の「要望書」につきましては、要望項目を取り巻く状況の変化等により、当日までに内容の修正がある場合がありますのでご了承願います。

要望内容の概要につきましては、秘書政策課長から説明いたします。

(粒針秘書政策課長)

それでは、要望内容の概要についてご説明いたします。

資料No.2 「令和 7 年度岩手県への要望項目一覧」の 1 ページをご覧ください。

一覧につきましては左から、大項目ナンバー、小項目ナンバー、要望区分、要望事項、花巻市の担当部・課等、県の要望先、重点項目のほか、継続要望の場合は平成 2 9 年度から令和 6 年度までにおける県の取組状況及び要望要旨を記載しております。県の取組状況につきましては、右上に記載のとおり、A：趣旨に沿って措置したもの、B：実現に向けて努力しているもの、C：当面は実現できないもの、D：実現が極めて困難なもの、となっております。

要望項目が多岐にわたっておりますことから、本日の説明は、要望当日に市長が県知事へ直接説明する大項目 3 件や新たに追加等を行った項目について説明をさせていただき、そのほかにつきましては、説明を割愛させていただきますので、ご了承願います。

それでは、初めに重点項目 3 件についてご説明いたします。

資料は資料No.3 「岩手県への要望書」をご覧ください。1 ページをお開き願います。

重点項目「1 化製場の悪臭問題に関する対応について」でございます。本市に所在する化製場を発生源とする悪臭は、当該化製場周辺地域のみならず、より広範囲にわたって生活環境保全上の問題となっており、悪臭問題が顕在化してから約 5 0 年を経過した現在に至るまで根本的な解決に至っていない状況が続いております。

本市市民は、岩手県が、本県の畜産振興にとって非常に重要で不可欠としている施設からの悪臭に苦しめられ、我慢の限界にきている状況にありますことから、これ以上事業者による悪臭防止対策の実施を待つのではなく、県が岩手県化製油脂協同組合に対する法令及び条例に基づき指導することに加えて、畜産振興に必要不可欠であるという観点から臭気対策に資金を提供することも必要になるのではないかと考えております。よって、県が本市市民の生活環境を守るとの立場、そして本県の畜産振興に責任を持つとの立場から、県が主導して、そして必要に応じて、関係市町村、事業者及び本施設の受益者の負担の可能性も視野に入れ、施設の抜本的改修や新設といった長期的視点に加えて、現在できる限りの悪臭対策を講じるなど、悪臭問題の解決に向けて、具体的かつ実効性を伴った検討を行う必要があると考えております。

このことから、(1) 設置許可権者の責任として全施設を網羅的に検査するとともに、県と市の合同立入検査の結果を検証し必要な指導を確実に実施すること、(2) 岩手県化製油脂協同組合が悪臭問題を根本的に解決できない場合には、県が責任をもって悪臭問題を解決すること、(3) 県の権限を確実に行使できるよう、県化製場条例を改正することの 3 点について要望するものです。

8 ページをお開き願います。重点項目「2 新興製作所跡地の建物解体物等に関する適正処理の推進について」でございます。

これは、新興製作所の建物解体工事が中断され、解体工事に伴う解体物及びPCB廃棄物が敷地内に残置された状態が長期化しており、市議会における一般質問をはじめ、市政懇談会等においても市民からの不安の声が上がっている状況となっていることから、解体物について、処理責任者である株式会社光に対して、県において適正な処理計画の提出を求めていただくとともに、提出された処理計画に基づき、残置された解体物が早期に処理されるよう、継続して指導を行うこと、また、PCB廃棄物の処分について、関係法令に基づく対応を適切に行うよう要望するものです。

10 ページをお開き願います。重点項目「3 周産期医療の確保について」でございます。

これは、産科医師、小児科医師、助産師、看護師等の周産期医療従事者が全国的に不足し、特に個人産科クリニックにおいて確保が困難な状況にあることから、住民が地域で安心して出産できるようにするため、産科医師、小児科医師及び助産師をはじめとする医療従事者の確保及び養成のための施策を講じるとともに医師等の地域偏在の解消に向けた実効性のある支援策を実施するよう国へ要請いただくよう要望するものです。

また、県においても「岩手中部・胆江・両磐」周産期医療圏における要である地域周産期母子医療センターに位置づけられている、県立中部病院の医師体制について昨年度と同様の5名体制を速やかに確保したうえでさらなる増員を図ること、また、出産対応に加え、NICUの設置等必要な小児科機能を拡充し、周産期医療体制の充実が確実に進むよう要望するものです。

続きまして、今年度新たに追加等を行った項目についてご説明いたします。

12 ページをお開き願います。「4 【共同要望】県南地域における周産期医療体制の維持に対する支援について」は、新たに大項目として追加したものでございます。

これは、北上市の要請により、北上市、奥州市、西和賀町(まち)、金ケ崎町(ちょう)と本市による共同要望を行うものでございます。

内容といたしましては、県南地域における周産期医療を適切に提供できる体制の確保、維持が必要であることから、同地域における北上済生会病院と岩手県立中部病院の地域周産期母子医療センターが、その機能を十分発揮できるよう医師の配置を含めた人員体制の確保などの支援を要望するほか、今後少子化が進む中、地域周産期母子医療センターの維持・充実に向け医療機関の役割と規模について県において検討することを要望するものです。

13 ページ、14 ページをお開き願います。「5 農林業・農村政策の対応について」でございます。小項目「(3) 水田活用の直接支払交付金の見直しについて」は、14 ページの①を要望内容として追加いたしました。

これは、国による「水田活用の直接支払交付金」について、令和9年度から、水田を交付対象とする仕組みから作物ごとの生産向上を支援する仕組みに変更されることが国から示されましたが、詳細については明らかになっていないことから、小麦や大豆、飼料作物、飼料用米等への支援について、現行の交付金の交付単価と同等の水準とすることを国に要請いただくよう要望するものです。

16ページをお開き願います。(5)から(7)までは小項目の追加であり、「(5) 備蓄米の運用見直しについて」は、備蓄米について、国による買入数量を拡充するとともに、状況に応じ放出を柔軟に行うことを、「(6) 国内生産による主食用米の安定供給について」は、主食用米の生産量や民間在庫量、需要量など国内での需給状況を的確に把握した上で、適正な生産目安を設定する仕組みを維持することを、「(7) 海外からの米の輸入拡大について」は、海外からの米の輸入拡大は行わないことを国に要請いただくよう要望するものです。

18ページ、19ページをお開き願います。小項目「(12) 有害鳥獣被害対策について」の19ページの上から3行目をご覧ください。こちらは一部要望内容を追加したものでございます。

令和6年度に本市と岩手大学が連携して太田地区において行ったツキノワグマの生息頭数調査により、当該地区で多くの個体の出没が確認され、このことが市街地出没に影響している可能性があることから、当該地区におけるツキノワグマの出没状況の把握や被害対策の効果の検証のために長期的なモニタリング調査を実施するとともに、人身被害の防止及び農林業被害の軽減のため、指定管理鳥獣捕獲等事業を推進していただくことを要望するものです。

小項目「(13) 中山間地域等直接支払交付金の維持について」は、20ページの②の要望内容を追加いたしました。

これは、令和7年度から始まった国による中山間地域等直接支払制度の第6期対策において、「集落機能加算」が廃止されることとなり、経過措置として第5期対策で取り組んでいる集落に限り、第6期対策において新設される「ネットワーク加算」での実施が認められることとなりました。しかしながら、「集落機能加算」は中山間地において農業を維持する集落を守るという観点から非常に大事なものであることから、第6期対策において中山間地域等直接支払交付金の対象となるすべての集落を加算の対象とすること、また、第7期以降も当初加算措置を廃止することなく継続することを国へ要請いただくよう要望するものです。

24ページをお開き願います。「7 花巻第二工業団地内未分譲用地の地質調査の実施について」は、新たに大項目として追加したものです。

これは、岩手県が出資・設立した岩手県土地開発公社において整備・分譲しております本市の西部に位置する花巻第二工業団地の未分譲用地3区画について、当該用地の法面が大きいことや、地耐力不足であることについてこれまで企業誘致交渉を行った事業者から指摘を受けていることから、岩手県土地開発公社に対し、未分譲用地の3区画において、工場等の建築上必要と想定される箇所数のボーリング地質調査を実施し、その調査結果を開示するよう要請していただくとともに、調査結果や立地事業者が建設を予定する建築物及び設備に基づく必要な地盤改良工事費用に対し、支援策を講じるよう岩手県土地開発公社及び岩手県において検討していただくよう要望するものです。

54ページをお開き願います。「26 県立高等学校のあり方について」でございます。

こちらの小項目「(1) 県立高等学校の再編について」は、55ページの③に要望内容を追加いたしました。

これは、専門高校全般において、多様な地域の産業を支える人材確保のため、産業教育を一層充実させ、地元企業が必要としているＡＩなどの最新技術を使いこなせる人材の育成に取り組むよう要望するものです。

小項目「（２）県立の併設型中高一貫教育校の新設について」は、５８ページの②に要望内容を追加いたしました。

これは、一関第一高等学校の実績が評価され、併設型中高一貫教育校の成果が「県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～」に明確に示されたことから、次期高等学校再編計画において、併設型中高一貫教育校の設置について、明記いただくよう要望するものです。

最後に７８ページをお開き願います。「３９ 矢沢地区義務教育学校の整備について」は、新たに大項目として追加したものです。

これは、令和１０年４月開校を目指し整備を進める「矢沢地区義務教育学校」の確実な整備実施に向けて、令和８年度における公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金事業の採択について、国に要請いただくよう要望するものです。

また、国の公立学校施設整備事業において、実勢価格に即した補助単価への見直しや補助率の引き上げなどの財政措置の拡充が図られるよう、国に要請いただくよう要望するものです。

以上で説明を終わりますが、冒頭に部長が説明いたしましたとおり、状況の変化等により、今後、要望表現が修正となる場合もありますのでご了承願います。

（岩間総合政策部長）

令和７年度岩手県への要望内容についての説明をさせていただきました。このことにつきまして、ご質問等ございましたら挙手のうえ、発言をお願いしたいと思います。

（岩間総合政策部長）

照井明子議員。

（照井明子議員）

６６ページの「No. ３２、県立中部病院への障がい児・者の歯科治療を行う部署の設置について」です。

県の回答の状況見ますと。ＣからＢという評価になっており、少し動き始めたのかなというふうに私は捉えております。といいますのは以前、県立中部病院で麻酔科に今後重点を置くというような報道もされておりました、この体制を組むためには、麻酔科との連携が大変重要になってくるため、ＣからＢという形になったのかなと私は理解しましたが、この辺の情報について、市ではどのように捉えられているのか、もしおありですならば、お示し願いたいと思います。

（岩間総合政策部長）

阿部健康こども部長。

（阿部健康こども部長）

ただいまの「県立中部病院の障がい児・者の歯科治療を行う部署の設置について」ということでございますけれども、今議員がご指摘の通り、障がいのある方につきましては、どうしても全身麻酔がないと治療に対する恐怖も強いということで、岩手医大の麻酔科との連携が充実されることは望ましいことと認識しております。

しかしながら、こちらにつきましては、まだ専門の部署というのができてないところですので、市内の歯科医師会さんからの要望もございますので、引き続き要望は続けてまいりたいと考えております。以上です。

(岩間総合政策部長)

その他、ございますでしょうか。佐藤峰樹議員。

(佐藤峰樹議員)

一点確認させていただきたいのですが、重点項目の1項目目の「化製場の悪臭問題に関する対応について」です。

今回も3つ要望していただくということで、特に3番目の「県化製場条例を改正することについて」、先日、花巻市選出の県議会議員がこの件について、県議会の一般質問で質問してございます。そのときの担当部長の答弁を私も確認しましたが、非常に消極的といいますか、条例の改正は今考えてないという内容の答弁だったと思います。

そこの受け止めと、あとはやはり市として非常に重要である、あるいは必要だということのを粘り強く要望していくことも大事なことだと思っておりますが、その辺りについての認識をお伺いしたいと思います。

(岩間総合政策部長)

重茂市民生活部長。

(重茂市民生活部長)

今お話があった条例改正については、要望書にも書いておりますけれども、化製場法が改正された経緯について補足するような形で依命通知というものがあまして、その情報についても岩手県に対して提供し、県条例を改正すべきタイミングに、必要な悪臭対策が含まれていないのはおかしいと申し入れを継続しています。

それに対して、川村県議会議員の質問答弁にもあったように、全く進んでなという答弁があり、これについても市としては、容認できないという考えで、花巻市でも悪臭に関する勧告等を行っている状況であります。そもそも条例改正が必要だという考えは全く変わってないので、強く申し入れをたく、問題意識を非常に高く持っている状況です。

(岩間総合政策部長)

佐藤峰樹議員。

(佐藤峰樹議員)

承知しました。もう一点ですが、これは花巻市が関わっているのかどうかの確認も含め

てとなります。これも県議会での答弁ですが、化製場に受益をしている企業等の連絡会議の場で、移設を含めた検討もされているような答弁があったかと思います。その辺りについてどういった情報が市に入っているのか、もしくは、その辺りの受けとめについてお伺いできればと思います。

(岩間総合政策部長)

重茂市民生活部長。

(重茂市民生活部長)

移転等について市で具体的に新たな情報は掴んでないところです。今回の要望にも移転を含めて検討が必要と書いておりますが、移転するにあたっては、時間を要するとか、相手方である化製場側においても考えていかなければならないので、スピード感も必要ではありますが、実現するかどうかも含めて難しいのではないのかなという状況であります。

しかしながら、義務教育学校等の整備もあるため、可能な限り早く対応するために、長期的な観点と短期的な観点の両方からの課題解決方法があると考えられることから、県へ条例改正要望を継続することや、市でお願いをしている技術参与という専門家から、今の化製場における運用の見直しに対し意見をいただき、化製場に対し変えられるところを変えて欲しいと助言するなど市としても取り組んでいきたい。

いずれ、移転に関する情報としては現在持ち合わせておりませんが、やはり農林部門や生産者の方にも問題意識を当然持っていただかなくてはなりません。農林部門の支援ということを含めて考えていただきたいという意味合いでも、移転について要望には盛り込んでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

(岩間総合政策部長)

その他、ございますでしょうか。佐々木精市議員。

(佐々木精市議員)

54ページに関して、「26 県立高等学校のあり方について」ですけれども、この中の①の下の方を読んでいきますと、「入学者数が2年連続で20人以下となった場合には原則として翌年度から募集を停止」ということが現在の県の再編計画に示されているとし、これから次の55ページの上の方に「原則にとらわれることなく地域への十分な説明や実情の意見聴取に努めながら、慎重な対応をお願いする」と私たち花巻市から県に要望が出ておりますけれども、そういったことを踏まえると、新聞等でも何度も読み返しておりますが、実際市としては、県の姿勢をどのように受け止めているのでしょうか。本当はもう入学者数が2年連続で21人を下回ったならば、募集をやめていく原則を堅持しようとしているのか、それともある程度柔軟な対応をしようと思っているのか、どのように捉えているのか教えてください。

(岩間総合政策部長)

高橋大迫総合支所長。

(高橋大迫総合支所長)

お答えいたします。県の再編計画の中では、今議員がお話しの通り入学者数が２年続けて２１人を下回ると募集停止になるということで、ここ２年間の入学者数は１６名、１５名という実績ですから、規定からすると今回から募集停止となるところです。

しかしながら、県の教育委員会等からお話を聞くと、現行の再編計画の期間が令和７年度までであり、そして新しい計画が令和８年度からと、現計画と新計画を切り替える期間にあるということで、切り替え期間中に、現行の再編計画における規定により募集停止とするのはどうなのかということで、少し様子を見ている段階であるとのことでした。

したがって、新たな再編計画における要件がどうなるかは、まだわからないということですから、県の姿勢も伺いながら今後も存続のために取り組んでいる最中でございます。

市としては新たな再編計画について、生徒数、あるいは子どもの数が全体的に減っている中で、入学者数２１人という数字を決めるのはいかなるものかと、これまでも要望してきておりますけれども、まだ決着がついていないということですから、ぜひ柔軟に対応していただきたいという趣旨で取り上げているものでございます。

(岩間総合政策部長)

その他、ございますでしょうか。質問等なしということでございますので、説明につきましては以上で終了させていただきます。

以上をもちまして、本日の議員説明会は終了いたします。ありがとうございました。